

## 賛助会員規程

第1条 公益財団法人海難審判・船舶事故調査協会（以下「この法人」という。）の定款第36条の賛助会員については、この規程の定めるところによる。

第2条 賛助会員は、この法人の事業に賛同し、これを援助する個人又は法人とする。

第3条 賛助会員の納入する賛助会費は、法人の場合は一口二万円以上、個人の場合は一口五千元以上とし、年度当初に当該年度分を一括して納入するものとする。ただし、これを二等分し、半期ごとに納入することを妨げない。

第4条 賛助会員の納入する賛助会費は、50パーセント以上を公益目的事業にかかる支出に充てるものとする。

第5条 納付した会費は、納付期の順を追ってこれに充当する。

第6条 賛助会員は、この法人より、次の便宜を受けることができる。

- (1) この法人作成の刊行物、資料等の配布を受けること
- (2) この法人備え付の図書、資料等の閲覧並びに借出
- (3) この法人に対する意見の開陳
- (4) その他

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う

附 則

この規程は、昭和43年7月1日から適用する

附 則

この規程改正は、昭和48年4月1日から適用する

附 則

この規程改正は、昭和51年4月1日から適用する

附 則

この規程改正は、昭和53年4月1日から適用する

附 則

この規程改正は、昭和60年4月1日から適用する

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

